

社会福祉法人ききょう会 行動計画

職員が仕事と子育てや介護を両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5年 10月 1日 ~ 令和 10年 9月 30日 までの5年間

2. 内容

目標 : 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育児休業中の社会保険料免除などの制度についての周知や情報提供及び、介護休業等の介護に関する制度についての周知や情報提供を行う。

<対策>

令和 5年10月~

- ① 法に基づく諸制度の確認
- ② 制度内容等について職員へ周知
- ③ 相談窓口（担当者）を設置し、設置について職員へ周知
- ④ 職員から妊娠の届出があった場合、
身体的及び精神的負担を軽減するよう業務内容等について考慮する